

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐倉市は、障害者福祉に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐倉市長

公表日

令和6年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>・児童福祉法に基づき、障害児の保護者から申請された障害児通所給付費等の通所給付決定の申請を受けて、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画案を勘案して支給の要否を決定する。</p> <p>また、支給決定に係る児童が、支給決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療・障害児入所医療を受けたときは、当該医療に要した費用について肢体不自由児通所医療費・障害児入所医療費を支給する。</p> <p>その他、児童通所支援の申請にあたっての障害児相談支援給付費の申請受付・支給等を行う。</p> <p>・身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の申請・交付に関する事務を行う。</p> <p>・身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。</p> <p>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の申請・交付に関する事務を行う。</p> <p>・知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務を行う。</p> <p>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当の支給、その他、資格喪失届、その他変更届等を行う。</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）の支給可否の判断を行い、支給決定された方に、決定通知書とともに障害福祉サービス受給者証を通知する。</p> <p>また、地域生活支援事業では、障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が中心となり創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組みを行なう。</p>
③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 障害児童福祉ファイル
- (2) 障害者福祉サービス
- (3) 自立支援給付ファイル
- (4) 特定障害者手当等ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の8、12、34、47、84の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(57の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(8、11、16、56の2、108、116の項) :第三欄(情報提供者)が「法第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項(26、56の2、87の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(10の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(11の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(12の項) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(20の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「知的障害者福祉法による障害者福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(53の項) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(67の項) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(68の項) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(85の項) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(108の項) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(109の項) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(110の項)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐倉市 総務部 行政管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6288
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐倉市 福祉部 障害福祉課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6137

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I. 1. ②事務の概要	その他、児童通所支援の申請にあたっての障害児相談支援給付費の申請受付・支給、高額障害児通所給付費の支給等を行う。	その他、児童通所支援の申請にあたっての障害児相談支援給付費の申請受付・支給、高額障害児通所給付費の支給等を行う。	事後	
平成29年3月30日	I. 1. ②事務の概要	追加	・身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の申請・交付に関する事務を行う。	事後	
平成29年3月30日	I. 1. ②事務の概要	追加	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の申請・交付に関する事務を行う。	事後	
平成29年3月30日	I. 1. ②事務の概要	追加	・知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務を行う。	事後	
平成29年3月30日	I. 3. 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、47、84の項	・番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項	事後	
平成29年3月30日	I. 4. ②法令上の根拠	：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、56の2、87の項)	：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項)	事後	
平成29年3月30日	I. 4. ②法令上の根拠	：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(16、116の項)	：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(8、11、16、56の2、108、116の項)	事後	
平成29年3月30日	I. 4. ②法令上の根拠	：第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項(56の2の項)	：第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項(26、56の2、87の項)	事後	
平成29年3月30日	I. 4. ②法令上の根拠	追加	：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「知的障害者福祉法による障害者福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(53の項)	事後	
平成29年3月30日	I. 4. ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報照会の根拠) ：第8条、第9条、第10条、第14条、第38条、第55条	(別表第二省令における情報照会の根拠) ：第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第38条、第43条の4、第55条	事後	
平成29年3月30日	I. 4. ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠)：第19条第1号第2号第3号第4号第5号、第30条第10号第11号、第31条第1号へ第2号ホ第5号へ、第44条第1号第2号第3号第4号第5号	(別表第二省令における情報提供の根拠)：第7条第3号イホ、第10条第3号イホ、第12条第1号イハ第3号イニ第4号第6号イニ、第14条第1号ハ第2号ハ第19条第1号チ第2号第3号第4号第5号第6号、第30条第7号第10号第11号第12号、第31条第1号へ第2号ホ第5号へ、第44条第1号チ第2号第3号第4号第5号第6号、第55条第1号ハ第6号イハ、第59条の2第1号イニ第2号第3号第4号	事後	
平成30年3月1日	I. 4. ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠)：第7条第3号イホ、第10条第3号イホ、第12条第1号イハ第3号イニ第4号第6号イニ、第14条第1号ハ第2号ハ第19条第1号チ第2号第3号第4号第5号第6号、第27条第1号ロ第2号ロ、第30条第7号第11号第12号、第31条第1号へ第2号ホ第5号へ、第44条第1号チ第2号第3号第4号第5号第6号、第55条第1号ハ第6号イハ、第59条の2第1号イニ第2号第3号第4号	(別表第二省令における情報提供の根拠)：第7条第2号イニ第3号イホ、第10条第1号イニ第2号イロ第3号イホ第4号イハ、第12条第1号イハ第2号ロ第4号イ第5号第6号ロ第8号イニ、第14条第1号ハ第2号ハ第19条第1号チ第2号第3号第4号第5号第6号、第27条第1号ロ第2号ロ、第30条第7号第11号第12号、第31条第1号へ第2号ホ第5号へ、第44条第1号チ第2号第3号第4号第5号第6号、第55条第1号イハ第2号イハ第5号ハ第8号イハ、第59条の2第1号イニ第2号第3号第4号第5号	事後	
平成30年3月1日	I. 4. ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報照会の根拠)：第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第38条、第43条の4、第55条	(別表第二省令における情報照会の根拠)：第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の4、第55条、第55条の2、第55条の3	事後	
平成30年3月1日	I. 5. ②	佐藤 幸恵	大谷 誠一	事後	
平成30年3月1日	II. 1. いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	
平成30年3月1日	II. 2. いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅱ. 1. 評価対象の事務の対象人数は何人が	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ. 1. いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ. 2. いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅰ. 5. ②	大谷 誠一	障害福祉課長	事後	
令和1年10月31日	Ⅱ. 1. いつ時点の計数か	平成30年10月31日 時点	令和元年10月31日 時点	事後	
令和1年10月31日	Ⅱ. 2. いつ時点の計数か	平成30年10月31日 時点	令和元年10月31日 時点	事後	
令和1年10月31日	Ⅰ. 4. ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第7条第2号イニ第3号イホ、第10条第1号イニ第2号イロ第3号イホ第4号イハ、第12条第1号イハ第2号イロ第3号イホ第4号イハ、第14条第1号イハ第2号イロ第3号イホ第4号イハ第8号イニ、第14条第1号ニ第2号ニ第19条第1号チフ第2号第3号第4号第5号第6号、第27条第1号ロ第2号ロ、第30条第7号第11号第12号、第31条第1号ヘ第2号ホ第5号ヘ、第44条第1号チフ第2号第3号第4号第5号第6号、第55条第1号イハ第2号イハ第5号ハ第8号イハ、第59条の2第1号イニ第2号第3号第4号第5号	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第7条第2号イニ第3号イホ、第10条第1号イニ第2号イロ第3号イホ第4号イハ、第12条第1号イニ第2号イロ第4号イホ第5号第6号イハ第8号イニ、第14条第1号ニ第2号ニ第19条第1号チフ第2号第3号第4号第5号第6号、第27条第1号ロ第2号ロ、第30条第7号第11号第12号、第31条第1号ヘ第2号ホ第5号ヘ、第44条第1号チフ第2号第3号第4号第5号第6号、第55条第1号イハ第2号イハ第5号ハ第8号イハ、第59条の2第1号イニ第2号第3号第4号第5号	事後	
令和1年10月31日	Ⅰ. 4. ②法令上の根拠	第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「知的障害者福祉法による障害者福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関するH事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(53の項)	第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「知的障害者福祉法による障害者福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(53の項)	事後	
令和1年10月31日	Ⅰ. 4. ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報照会の根拠) :第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の4、第55条、第55条の2、第55条の3	(別表第二省令における情報照会の根拠) :第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	事後	
令和1年10月31日	Ⅰ. 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、12、34、47、84の項	事後	
令和2年10月31日	Ⅱ. 1. いつ時点の計数か	令和元年10月31日 時点	令和2年10月31日 時点	事後	
令和2年10月31日	Ⅱ. 2. いつ時点の計数か	令和元年10月31日 時点	令和2年10月31日 時点	事後	
令和2年10月31日	Ⅰ. 4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「法第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち	事後	
令和2年10月31日	Ⅰ. 4. ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第7条第2号イニ第3号イホ、第10条第1号イニ第2号イロ第3号イホ第4号イハ、第12条第1号イニ第2号イロ第4号イホ第5号第6号イハ第8号イニ、第14条第1号ニ第2号ニ第19条第1号チフ第2号第3号第4号第5号第6号、第27条第1号ロ第2号ロ、第30条第7号第11号第12号、第31条第1号ヘ第2号ホ第5号ヘ、第44条第1号チフ第2号第3号第4号第5号第6号、第55条第1号イハ第2号イハ第5号ハ第8号イハ、第59条の2第1号イニ第2号第3号第4号第5号	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第7条第2号イニ第3号イホ、第10条第1号イニ第2号イロ第3号イホ第4号イハ、第12条第1号イニ第2号イロ第4号イホ第5号第6号イハ第8号イニ、第14条第1号ニ第2号ニ第19条第1号チフ第2号第3号第4号第5号第6号、第27条第1号ロ第2号ロ、第30条第7号第11号第12号、第31条第1号ヘ第2号ホ第5号ヘ、第44条第1号チフ第2号第3号第4号第5号第6号、第55条第1号イハ第2号イハ第5号ハ第8号イハ、第59条の2の2第1号イニ第2号第3号第4号第5号	事後	
令和4年1月11日	Ⅱ. 1. いつ時点の計数か	令和2年10月31日 時点	令和3年10月31日 時点	事後	
令和4年1月11日	Ⅱ. 2. いつ時点の計数か	令和2年10月31日 時点	令和3年10月31日 時点	事後	
令和4年1月12日	Ⅰ. 1. ②事務の概要	その他、児童通所支援の申請にあたっての障害児相談支援給付費の申請受付・支給、高額障害児通所給付費の支給等を行う。	その他、児童通所支援の申請にあたっての障害児相談支援給付費の申請受付・支給等を行う。	事後	
令和4年1月13日	Ⅰ. 3. 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条	削除	事後	
令和4年1月13日	Ⅰ. 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年1月13日	Ⅰ. 4. ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第7条第2号イニ第3号イホ、第10条第1号イニ第2号イロ第3号イホ第4号イニ、第12条第1号イニ第2号イロ第4号イホ第5号第6号イハ第8号イニ、第14条第1号ニ第2号ニ第19条第1号チフ第2号第3号第4号第5号第6号、第27条第1号ロ第2号ロ、第30条第7号第11号第12号、第31条第1号ヘ第2号ホ第5号ヘ、第44条第1号チフ第2号第3号第4号第5号第6号、第55条第1号イハ第2号イハ第5号ハ第8号イハ、第59条の2の2第1号イニ第2号第3号第4号第5号	削除	事後	
令和4年1月13日	Ⅰ. 4. ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報照会の根拠) :第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	Ⅱ. 1. いつ時点の計数か	令和3年10月31日時点	令和4年10月31日時点	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年2月6日	Ⅱ. 2. いつ時点の計数か	令和3年10月31日時点	令和4年10月31日時点	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	Ⅱ. 1. いつ時点の計数か	令和4年10月31日時点	令和5年10月31日時点	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	Ⅱ. 2. いつ時点の計数か	令和4年10月31日時点	令和5年10月31日時点	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公